

あなたの学校生活をサポートします！

宮崎県育英資金は、将来の有能な人材を育成するため、向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な生徒に対して育英資金を貸与する制度です。

申請者の資格

希望する育英資金の条件に全て該当する方とします。

【一般育英資金】(スポーツ選手等貸与枠の詳細については、裏面をご覧ください。)

- ①申請者(本人)が、高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校(高等課程に限る)に在学していること。
- ②申請者の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること。

【へき地育英資金】

- ①申請者(本人)が、高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程に限る)に在学していること。
- ②申請者の主たる生計維持者が規則で定める宮崎県内のへき地に居住していること。

申請・採用

育英資金の申請は、在学する学校を通して行います。

- 【申請手続】・・・学校を通して申請書等を提出します。詳しくは、募集要項をご覧ください。
- 【募集期間】・・・3月下旬～4月下旬。各学校が期限を定めますので、学校へご確認ください。
- 【選考・採用】・・・学校長の推薦を受けた申請者について、選考のうえ採否を決定します。選考は、学力・家計等の基準に照らして行います。

貸与月額

※へき地育英資金を希望しても、一般育英資金で採用になる場合があります。

区分		貸与月額(円)					
		自宅			自宅外		
一般	国公立	18,000	14,000	9,000	23,000	18,000	12,000
	私立	30,000	23,000	15,000	35,000	27,000	18,000
へき地	国公立	27,000	21,000	14,000	38,000	29,000	19,000
	私立	34,000	26,000	17,000	45,000	34,000	23,000

育英資金の返還

育英資金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。返還金は、後輩が育英資金を利用する際の大切な財源となります。

- 【返還開始】・・・卒業後(貸与終了後)、6カ月経過後に返還が始まります。
- 【返還期間】・・・貸与を受けた期間の4倍以内

スポーツ選手等貸与枠について

向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な者の中で、特にスポーツ等の分野において優れた実績等を有する生徒を対象とした貸与枠を設けています。

対象者

宮崎県育英資金に、一般の基準とは別に、優れた実績等を有するスポーツ選手等を対象とした基準を設けます。

一般育英資金の「申請者の資格」を満たしており、この基準に該当する生徒が推薦の対象となります。

- 【推薦基準】：①県競技力強化指定校指定部所属部員もしくは入部予定者
②各種全国大会、九州大会等出場者、出品者（予定者含む。） など
※これらに相当すると認められる生徒も対象になります。
※中学校又は高等学校における実績等を対象とします。

採用人数

1カ年度あたり100名程度

申請・採用

申請は、一般の育英資金と同様に、在学する学校を通して行います。

- 【申請手続】・・・ 一般と同じ手続きになります。
【選考・採用】・・・ 学校長及び各推薦団体の推薦を受けた申請者について、選考のうえ採否を決定します。選考は、家計の基準等に照らして行います。採用人数を超える場合には、一般の育英資金と同じ基準で選考・採用を行います。
【貸与月額】・・・ 一般育英資金の貸与月額となります。

※申請後の手続きは、在学採用の例に準じます。



宮崎県育英資金のお問い合わせは、
在学する学校または下記担当までお願いします。

宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

電話：0985-32-4472

宮崎県育英資金貸与事業

検索